

## 目 次

条 例	ページ
11 新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………	1
12 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	4
13 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例……………	9
<b>規 則</b>	
11 新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規 則の一部を改正する規則……………	12
12 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一 部を改正する規則……………	14
<b>告 示</b>	
13 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分 の一部改正……………	15
<b>公 告</b>	
新潟県市町村総合事務組合財政状況の公表について……………	17
<b>辞 令</b>	
事務所長の任免について……………	21

## 条 例

新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 28 年 12 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者  
副管理者 渡 邊 廣 吉

### 新潟県市町村総合事務組合条例第 11 号

新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 16 年条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

## 別表第2（第2条関係）

## 特別職嘱託報酬表

職務の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
	円	円
1	317,700	361,800
2	319,900	364,400
3	322,200	366,900
4	324,400	369,500
5	326,600	371,500
6	328,600	374,000
7	330,800	376,300
8	333,000	378,800
9	335,100	381,300
10	337,300	384,000
11	339,400	386,600
12	341,600	389,300
13	343,500	391,700
14	345,500	394,000
15	347,600	396,200
16	349,600	398,600
17	351,400	400,400
18	353,400	402,400
19	355,200	404,300
20	357,100	406,100
21	359,100	408,000
22	361,000	409,800
23	363,000	411,600
24	364,900	413,500
25	366,900	415,300
26	368,800	416,800
27	370,800	418,300
28	372,800	419,900
29	374,300	421,500
30	376,100	422,800
31	377,900	424,100
32	379,500	425,300
33	381,300	426,500
34	382,700	427,800
35	384,200	429,100
36	385,800	430,300
37	387,200	431,500
38	388,400	432,300
39	389,600	433,100
40	390,700	433,900
41	391,800	434,500
42	393,000	435,200

43	394,200	435,900
44	395,300	436,600
45	396,000	437,400
46	396,700	438,200
47	397,400	438,600
48	398,100	439,300
49	398,700	439,800
50	399,300	440,200
51	399,800	440,600
52	400,200	441,000
53	400,600	441,400
54	400,900	441,800
55	401,200	442,200
56	401,500	442,500
57	401,800	442,800
58	402,100	443,200
59	402,400	443,500
60	402,700	443,800
61	403,000	444,100
62	403,300	
63	403,600	
64	403,900	
65	404,200	
66	404,500	
67	404,800	
68	405,100	
69	405,300	
70	405,600	
71	405,900	
72	406,200	
73	406,400	
74	406,700	
75	407,000	
76	407,200	
77	407,400	
78	407,700	
79	408,000	
80	408,200	
81	408,400	
82	408,700	
83	409,000	
84	409,200	
85	409,400	

備考 1級は事務局次長の職にある者に、  
2級は事務局長の職にある者に適用する。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された特別職の嘱託に対する報酬（以下「報酬」という。）は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 28 年 12 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者  
副管理者 渡 邊 廣 吉

### 新潟県市町村総合事務組条例第 12 号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成 16 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>定める額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 90</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 42.5</u> を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当) 第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>掲げる額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 80</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 37.5</u> を乗じて得た額の総額</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600
再任用職員以外の職員	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200

36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200

77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			
95		294,400	342,300			
96		294,800	342,700			
97		295,000	342,800			
98		295,300	343,300			
99		295,700	343,700			
100		296,100	344,000			
101		296,300	344,300			
102		296,600	344,700			
103		297,000	345,100			
104		297,300	345,500			
105		297,500	346,000			
106		297,800	346,400			
107		298,200	346,800			
108		298,500	347,200			
109		298,700	347,700			
110		299,100	348,100			
111		299,500	348,400			
112		299,800	348,700			
113		299,900	349,200			
114		300,200				
115		300,500				
116		300,900				
117		301,100				

	118		301,300				
	119		301,600				
	120		301,900				
	121		302,300				
	122		302,500				
	123		302,800				
	124		303,100				
	125		303,400				
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第26条の規定 平成28年12月1日
  - (2) 第2条の規定による改正後の給与条例の規定 平成28年4月1日  
(給与の内払)
- 3 第1条及び第2条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条及び第2条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与(新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年条例第14号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。  
(規則への委任)
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。  
平成 28 年 12 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者  
副管理者 渡 邊 廣 吉

### 新潟県市町村総合事務組合条例第 13 号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例  
新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（平成 16 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(失業者の退職手当) 第 26 条 (略) 2～4 (略) 5 勤続期間 6 月以上で退職した職員（第 7 項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第 2 号に掲げる額から第 1 号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。  (1) (略) (2) その者を雇用保険法第 37 条の 3 第 2 項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第 2 項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第 17 条第 1 項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第 20 条第 1 項第 1 号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第 37 条の 4 第 3 項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額	(失業者の退職手当) 第 26 条 (略) 2～4 (略) 5 勤続期間 6 月以上で退職した職員（第 7 項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と、 <u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば同法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第 2 号に掲げる額から第 1 号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</u>  (1) (略) (2) その者を雇用保険法第 37 条の 3 第 2 項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第 2 項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第 17 条第 1 項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第 20 条第 1 項第 1 号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第 37 条の 4 第 3 項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

改正後	改正前
<p>6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する<u>高年齢被保険者</u>に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者</u>に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>
<p>7～10 (略)</p>	<p>7～10 (略)</p>
<p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>求職活動支援費</u>の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>広域求職活動費</u>の支給の条件に従い支給する。</p>
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>
<p>(6) <u>求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者</u> 同条第2項に規定する<u>求職活動支援費の額に相当する金額</u></p>	<p>(6) <u>公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者</u> 雇用保険法第59条第2項に規定する<u>広域求職活動費の額に相当する金額</u></p>
<p>12～14 (略)</p>	<p>12～14 (略)</p>
<p>15 第11項の規定は、<u>第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)</u>及び第7項又は</p>	<p>15 第11項の規定は、第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(<u>これらの規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。</u>)について準用する。この</p>

改正後	改正前
<p>第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第 7 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 6 箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第 11 項中「次の各号」とあるのは「第 4 号から第 6 号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>16・17 (略)</p>	<p>場合において、第 11 項中「次の各号」とあるのは「第 4 号から第 6 号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>16・17 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 退職職員（退職した新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例第 2 条に規定する職員（同条例第 4 条第 3 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）第 2 条の規定による改正前の雇用保険法第 6 条第 1 号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第 26 条第 5 項又は第 6 項の勤続期間を計算する場合における新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例第 14 条の規定の適用については、同条第 1 項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第 2 項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。

第 3 条 新条例第 26 条第 11 項（第 6 号に係る部分に限り、同条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（以下この条及び第 5 条において「旧条例」という。）第 26 条第 11 項第 6 号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前 1 年以内に旧条例第 26 条第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第 26 条第 5 項から第 8 項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第 4 条 新条例第 26 条第 15 項において準用する同条第 11 項（第 4 号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例第 26 条第 11 項第 4 号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第5条 施行日前に旧条例第26条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第26条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例第26条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

**規 則**

新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成28年12月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者  
副管理者 渡 邊 廣 吉

**新潟県市町村総合事務組合規則第11号**

新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成16年規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例(平成16年条例第13号。以下「条例」という。) <u>第33条</u>の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 上級 <u>職員採用上級試験(大学卒業程度)をいう。</u></p> <p>(10) 中級 <u>職員採用中級試験(短大卒業程度)をいう。</u></p> <p>(11) 初級 <u>職員採用初級試験(高校卒業程度)をいう。</u></p> <p>(昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>一</u>の昇給日において第1項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定員、第4項の管理者の定める割合等を考慮して管理者の定め号給数を超えてはならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例(平成16年条例第13号。以下「条例」という。) <u>第32条</u>の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 上級 <u>国家公務員採用A種試験に準ずる正規の試験をいう。</u></p> <p>(10) 中級 <u>国家公務員採用B種試験に準ずる正規の試験をいう。</u></p> <p>(11) 初級 <u>国家公務員採用Ⅲ種試験に準ずる正規の試験をいう。</u></p> <p>(昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>一</u>の昇給日において第1項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定員、第4項の管理者の定める割合等を考慮して管理者の定め号給数を超えてはならない。</p>

改正後						改正前					
別表第6 行政職給料表昇格時号給対応表(第21条関係)						別表第6 行政職給料表昇格時号給対応表(第21条関係)					
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級		2級	3級	4級	5級	6級
1	1	(略)	(略)	(略)	(略)	1	1	(略)	(略)	(略)	(略)
2	1					2	1				
3	1					3	1				
4	1					4	1				
(略)						(略)					
81	37					81	37				
82	<u>37</u>					82	<u>38</u>				
83	<u>38</u>					83	<u>39</u>				
84	<u>38</u>					84	<u>40</u>				
85	<u>39</u>					85	<u>41</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
86	<u>39</u>					86	<u>41</u>				
87	<u>40</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	87	<u>42</u>				
88	40					88	42				
89	<u>41</u>					89	<u>43</u>				
90	<u>41</u>					90	<u>43</u>				
91	<u>42</u>					91	<u>44</u>				
92	<u>42</u>					92	<u>44</u>				
93	<u>43</u>					93	<u>45</u>				
94						94					
(略)						(略)					
125		(略)	(略)	(略)	(略)	125		(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 平成28年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）規による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に管理者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 28 年 12 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者

副管理者 渡 邊 廣 吉

### 新潟県市町村総合事務組合規則第 12 号

新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則  
新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 16 年規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第 20 条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第 26 条第 1 項の職員が著しく少数であること等の事情により、第 1 号及び第 2 号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100 分の 108.5 以上 100 分の 180 以下</u></p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100 分の 98.5 以上 100 分の 108.5 未満</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100 分の 88.5</u></p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100 分の 88.5 未満</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第20条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の42以上</u></p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の38.5</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の38.5未満</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第 20 条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第 26 条第 1 項の職員が著しく少数であること等の事情により、第 1 号及び第 2 号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100 分の 95.5 以上 100 分の 160 以下</u></p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100 分の 87 以上 100 分の 95.5 未満</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100 分の 78.5</u></p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100 分の 78.5 未満</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第20条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の35超</u></p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の35</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の35未満</u></p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

**新潟県市町村総合事務組合告示第13号**

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成16年告示第5号）の一部を次のとおり改正し、新潟市事務所の項に係る変更については平成28年11月26日から、南蒲原郡田上町事務所の項に係る変更については平成28年12月2日から、加茂市事務所の項に係る変更については平成28年12月5日から実施した。

平成28年12月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者  
副管理者 渡 邊 廣 吉

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表新潟市事務所の項中

「

〃	こしわ支店
〃	漆山支店
〃	岩室支店
〃	黒埼支店
〃	鳥原支店
〃	味方支店
〃	潟東支店
〃	中之口支店

」

を

「

〃	こしわ支店
〃	岩室支店
〃	黒埼支店
〃	鳥原支店
〃	味方支店
〃	中央支店
〃	中之口支店

」

に改め、同表加茂市事務所の項中

「

新潟県労働金庫	加茂支店
協栄信用組合	西加茂支店
にいがた南蒲農業協同組合	加茂支店

を

「

新潟県労働金庫	加茂支店	
協栄信用組合	加茂支店	
にいがた南蒲農業協同組合	加茂支店	

」

に改め、同表南蒲原郡田上町事務所の項中

「

協栄信用組合	田上支店	
〃	経営大学前支店	
にいがた南蒲農業協同組合	田上支店	

」

を

「

協栄信用組合	田上支店	
にいがた南蒲農業協同組合	田上支店	

」

に改め、同表岩船郡関川村事務所の項中

「

第四銀行坂町支店		
岩船郡荒川町		

」

を

「

第四銀行坂町支店		
村上市		

」

に改める。



公 告

**新潟県市町村総合事務組合財政状況の公表について（公告）**

新潟県市町村総合事務組合財政状況の公表に関する条例（平成 16 年条例第 37 号）第 2 条第 1 項及び第 3 条第 2 項の規定により、新潟県市町村総合事務組合の財政状況を下記のとおり公表する。

平成 28 年 12 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者  
副管理者 渡 邊 廣 吉

記

I 平成 27 年度歳入歳出決算状況

（単位：円）

会 計 名		歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出 差引額	翌年度へ 繰り越す べき財源	実質収支額
普 通 会 計	一般会計	386,632,591	328,311,866	58,320,725	0	58,320,725
	職員退職手当支給事業特別会計	6,011,822,724	5,999,138,349	12,684,375	0	12,684,375
	非常勤職員公務災害補償等事業特別会計	11,405,488	8,770,504	2,634,984	0	2,634,984
	消防団員等公務災害補償事業特別会計	1,690,819,142	1,662,590,627	28,228,515	0	28,228,515
	消防賞じゅつ金等支給事業特別会計	12,236,164	11,545,000	691,164	0	691,164
	合 計	8,112,916,109	8,010,356,346	102,559,763	0	102,559,763
事業 会計	交通災害共済事業特別会計	1,264,920,926	1,243,132,138	21,788,788	0	21,788,788
総 計		9,377,837,035	9,253,488,484	124,348,551	0	124,348,551

II 平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの財政状況

平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの財政状況は、次のとおりです。引き続き効率的で健全な財政運営に努めて参ります。

1 平成 28 年度一般会計予算執行状況（平成 28 年 9 月 30 日現在）

（歳入）

（単位：円）

款別	予算額	収入済額	収入割合
分担金及び負担金	55,934,000	33,427,418	59.8 %
交付金	38,680,000	0	0.0 %
使用料及び手数料	185,244,000	101,413,917	54.8 %
財産収入	2,413,000	1,206,000	50.0 %
繰入金	83,150,000	64,877,000	78.0 %

繰越金	6,002,000	58,320,725	971.7%
諸収入	939,000	390,858	41.6%
国庫支出金	1,000	0	0.0%
計	372,363,000	259,635,918	69.7%

(歳出)

款別	予算額	支出済額	支出割合
議会費	1,326,000	180,650	13.6%
総務費	282,775,000	111,796,822	39.5%
事業費	61,049,000	10,512,805	17.2%
積立金	25,712,000	0	0.0%
予備費	1,501,000	0	0.0%
計	372,363,000	122,490,277	32.9%

2 平成28年度特別会計予算執行状況(平成28年9月30日現在)

(1) 職員退職手当支給事業特別会計

(歳入)

(単位：円)

款別	予算額	収入済額	収入割合
分担金及び負担金	5,460,003,000	2,785,423,991	51.0%
財産収入	52,523,000	27,978,752	53.3%
繰入金	205,818,000	0	0.0%
繰越金	1,000	12,684,375	1,268,437.5%
諸収入	4,000	185,050	4,626.3%
計	5,718,349,000	2,826,272,168	49.4%

(歳出)

款別	予算額	支出済額	支出割合
事業費	5,592,826,000	217,271,760	3.9%
積立金	52,522,000	0	0.0%
諸支出金	70,001,000	32,642,420	46.6%
予備費	3,000,000	0	0.0%
計	5,718,349,000	249,914,180	4.4%

(2) 非常勤職員公務災害補償等事業特別会計

(歳入)

(単位：円)

款別	予算額	収入済額	収入割合
分担金及び負担金	13,688,000	13,044,987	95.3%
財産収入	47,000	89,500	190.4%
繰入金	1,000	0	0.0%
繰越金	1,000	2,634,984	263,498.4%
諸収入	2,000	0	0.0%
計	13,739,000	15,769,471	114.8%

(歳出)

款別	予算額	支出済額	支出割合
事業費	9,247,000	2,686,989	29.1%
積立金	4,492,000	0	0.0%
計	13,739,000	2,686,989	19.6%

(3) 消防団員等公務災害補償事業特別会計

(歳入)

(単位：円)

款別	予算額	収入済額	収入割合
分担金及び負担金	879,931,000	879,932,282	100.0%
交付金	920,000,000	639,492,000	69.5%
財産収入	9,709,000	5,169,500	53.2%
繰入金	1,000	0	0.0%
繰越金	1,000	28,228,515	2,822,851.5%
諸収入	2,000	0	0.0%
計	1,809,644,000	1,552,822,297	85.8%

(歳出)

款別	予算額	支出済額	支出割合
事業費	1,799,935,000	1,057,922,683	58.8%
積立金	9,708,000	0	0.0%
諸支出金	1,000	0	0.0%
計	1,809,644,000	1,057,922,683	58.5%

(4) 消防賞じゅつ金等支給事業特別会計

(歳入)

(単位：円)

款別	予算額	収入済額	収入割合
分担金及び負担金	875,000	875,620	100.1%
財産収入	10,368,000	5,261,050	50.7%
繰入金	30,000,000	0	0.0%
繰越金	1,000	691,164	69,116.4%
諸収入	2,000	0	0.0%
計	41,246,000	6,827,834	16.6%

(歳出)

款別	予算額	支出済額	支出割合
事業費	30,878,000	0	0.0%
積立金	10,367,000	0	0.0%
諸支出金	1,000	0	0.0%
計	41,246,000	0	0.0%

(5) 交通災害共済事業特別会計

(歳入)

(単位：円)

款別	予算額	収入済額	収入割合
会費収入	546,530,000	53,316,000	9.8%
財産収入	34,867,000	21,421,060	61.4%

繰入金	662,355,000	416,552,000	62.9%
繰越金	1,000	21,788,788	2,178,878.8%
諸収入	3,000	0	0.0%
計	1,243,756,000	513,077,848	41.3%

(歳出)

款別	予算額	支出済額	支出割合
事業費	712,340,000	350,785,093	49.2%
積立金	530,816,000	0	0.0%
諸支出金	100,000	0	0.0%
予備費	500,000	0	0.0%
計	1,243,756,000	350,785,093	28.2%

### 3 公有財産の状況

土地及び建物（平成28年9月30日現在）

区分	土地		建物	
	数量（地積）	価格	数量（延面）	価格
新潟県自治会館	4,503.33 m <sup>2</sup>	182,567 千円	17,019.90 m <sup>2</sup>	1,298,739 千円

### 4 基金の状況

(単位：円)

区分	4月1日現在高	期間中増減		9月30日現在高
		増	減	
退職手当基金	6,898,188,974	0	38,000,000	6,860,188,974
非常勤職員公務災害補償等基金	103,803,878	0	0	103,803,878
消防団員等公務災害補償基金	897,279,865	0	0	897,279,865
消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金基金	804,236,503	0	0	804,236,503
新潟県交通災害共済財政調整基金	4,163,130,589	0	417,914,866	3,745,215,723
新潟県自治会館施設整備基金	511,365,602	0	0	511,365,602
計	13,378,005,411	0	455,914,866	12,922,090,545

### 5 一時借入金

なし

辞 令

**事務所長の任免について（辞令）**

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成16年規則第2号）第15条第1項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

平成28年12月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者  
副管理者 渡 邊 廣 吉

平成28年11月27日付け	南魚沼市事務所長を免ずる	岡 村 聡
平成28年12月5日付け	柏崎市事務所長を免ずる	会 田 洋
平成28年12月11日付け	魚沼市事務所長を免ずる	大 平 悦 子